平成２５年（フ）第５１８号
兵庫県加古川市尾上町安田571番地の25
破産者　川崎　成規
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２２１号
高知市十津５丁目２番１号　市住216、開始決定時の住所高知市潮新町１丁目６番21号
破産者　北村　順一
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２２６号
高知市天神町２―２　清遠マンション301号室、住民票上の住所高知市潮新町１丁目６番21号
破産者　北村　孝一
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２９４号
北九州市八幡東区尾倉３丁目４番36号　301
破産者　長富　玉花（旧姓屋成）
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１５９号
熊本市中央区保田窪１丁目１番45号　勝田アパート203、前住所熊本県天草市今釜新町3687番地１　アーバンハイツ102
破産者　小嶋　　渉
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３３６号
熊本県上益城郡御船町大字小坂2251番地12
破産者　増田　伸子
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３６６号
熊本県合志市幾久富1866―126　ユーミーハイム201号、住民票上の住所熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北１丁目29番６号
破産者　野口　武宣
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３６７号
熊本県合志市幾久富1866―126　ユーミーハイム201号、住民票上の住所熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北１丁目29番６号
破産者　野口　幸子
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第８６号
鹿児島県鹿児島市上福元町6319番地７、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市東郡元町19番10―1102号
破産者　押川　洋子
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１２９号
鹿児島県鹿児島市稲荷町６番８―301号
破産者　赤﨑　伸一
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３８号
鹿児島県志布志市志布志町志布志241番地３
破産者　菊田　　薫
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第２１７号
新潟市中央区本馬越２丁目14番３号　サンクレール馬越106号
破産者　宮田　鈴子
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３０号
愛知県稲沢市下津片町152番地１
破産者　樋江井正秀
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第３４号
愛知県豊田市神池町２丁目1202番地２　県営１―207号
破産者　髙木かつみ
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第３５号
愛知県豊田市神池町２丁目1202番地２　県営１―207号
破産者　髙木　雄二
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１４３号
愛知県刈谷市日高町３丁目802番地　ラティール日高101号、前住所愛知県刈谷市銀座４丁目91番地
破産者　大村　亮介
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１６９号
愛知県安城市篠目町４丁目10番地４　エスペランサＹ＆Ｓ101
破産者　藤田　勝久
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１８４号
愛知県豊田市大林町13丁目３番地４　シティハイツ20―203号
破産者　永尾　真琴
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係